

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第7号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日につき120分<u>(職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認又は育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該120分からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下この号において同じ。)</u>を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間)</p> <p>(10)～(22) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日につき120分を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間)</p> <p>(10)～(22) 略</p>

2～4 略

(介護休暇)

第14条 略

(1)～(3) 略

(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、第14条の4第6項、第20条第1項及び別表第5において同じ。）の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

(介護時間)

第14条の3 略

2 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認又は第16条の規定による第13条第1項第9号に掲げる場合の特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第14条の4 略

2 条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（以下この項及び第4項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間とすることができる。

(1)・(2) 略

3 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認、第16条の規定による第13条第1項第9号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

4 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、第16条の規定による第13条第1項第9号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第17

2～4 略

(介護休暇)

第14条 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、第14条の4第5項、第20条第1項及び別表第5において同じ。）の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

(介護時間)

第14条の3 略

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第14条の4 略

2 条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（以下この項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間とすることができる。

(1)・(2) 略

3 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、第16条の規定による第13条第1項第9号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第2号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とし、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある年の第2号子育て部分休暇は、1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5・6 略

7 第5項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

4・5 略

6 第4項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（県立学校職員の服務に関する規則の一部改正）
- 2 県立学校職員の服務に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤務時間等規則第14条の4第5項の規定による申出及び同条第6項の規定による変更並びに子育て部分休暇の請求は、あらかじめ第6号様式の7による子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書を校長に提出して行わなければならない。</p>	<p>（教員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤務時間等規則第14条の4第4項の規定による申出及び同条第5項の規定による変更並びに子育て部分休暇の請求は、あらかじめ第6号様式の7による子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書を校長に提出して行わなければならない。</p>